

児童手当について

受給資格者

次の1から3のいずれにも該当する方

1. 村内に住所を有する方
2. 対象の児童が日本国内に居住している方（3年以内の留学の場合を除く）
3. 対象となる児童と生計が同一の保護者の方
（父母と生計が異なる場合は、児童を保護・養育し、生計を維持している方）

児童手当の額(支給額)

	3歳未満	3歳以上小学校修了前	中学生	所得制限の方
※第1子・第2子	15,000円	10,000円	10,000円	5,000円
※第3子以降		15,000円		

※18歳の年度末までの児童を数えます。

手当の支払い

原則として年3回2月、6月、10月にその前月分までの4か月分を指定された金融機関に振り込みます。

※振込日は10日です。支給日が金融機関の休日等の場合は、その前の日となります。

支給日	支給対象月
6月10日	2、3、4、5月分
10月10日	6、7、8、9月分
2月10日	10、11、12、1月分

所得制限限度額表 ※平成24年6月分から適用

申請者（生計の中心者）の所得制限があります。 ※世帯合算の所得ではありません。

税法上の扶養人数	所得額（万円）
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
※3人以上は、一人増すごとに38万円追加	

申請場所

役場住民課

申請に必要なもの

<申請される全てのかた>

印鑑、請求者本人の健康保険証、請求者本人名義の通帳

<申請年の1月1日現在、檜枝岐村に住所がないかた>

所得課税証明書（請求者本人及びその配偶者）

※ただし、請求者が配偶者控除または配偶者特別控除を受けている場合は、配偶者の所得課税証明書は不要です。

<児童と別居している申請者のかた>

児童の属する世帯全員の住民票（児童の住所が檜枝岐村外の場合）

「監護・生計同一に関する申立書」

※必要に応じてその他の書類の添付をお願いすることがあります。詳しくはお問い合わせください。

申請手続き

児童の出生など、下記の場合は申請が必要となりますので、必ず届け出てください。

- ・児童が出生した
- ・受給者が市内へ転入した
- ・受給者が市外へ転出した
- ・振込先口座を変更したい
- ・受給者が児童を養育しなくなった
- ・受給者が公務員を退職した（派遣を含む）
- ・受給者が公務員になった（派遣先からの復帰を含む）

原則として認定請求をした日の翌月分から支給を開始し、支給事由が消滅した日の属する月分で支給を終了します。

※児童の誕生日、または受給者の前市区町村からの転出予定日の翌日から起算して15日以内に申請すれば、誕生日または転出予定日の翌月から支給します。

※届出が遅れると、支給されない月が生じたり、返還金が生じたりする場合があります。忘れずに届け出てください。